

プロポーザル（技術提案）方式による設計者等選定実施要領

（目的）

第1 この要領は、苫小牧港管理組合が発注する土木設計及び技術資料作成に係る業務（以下「設計等業務」という。）の受託者の特定を、プロポーザル（技術提案）方式により実施するにあたり、基本的な事項を定めることを目的とするものとする。

（対象）

第2 管理者は、高度な創造性、技術力又は経験を必要とする設計等業務のうち適当と認められたものについて、競争入札によらず、プロポーザル方式による受託者の特定を行うことができるものとする。

（定義）

第3 公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）とは、設計等業務の設計者等を選定する場合において、設計者等の参加意欲を反映し、技術的適性を的確に把握するため、あらかじめ設計等業務の概要及び参加資格等を公示し、技術提案書の提出を希望する設計者等から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の審査を行い、技術提案書の提出を要請する設計者等を選定した後に、当該設計者等から技術提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該設計等業務の内容に最も適した受託者を特定する手続きをいう。

（プロポーザル方式に係る技術提案書の提出を希望する設計者等の公募）

第4 管理者は、プロポーザル方式に係る技術提案書の提出を希望する設計者等（以下「提出希望者」という。）の公募を開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を公示し、公募型プロポーザル方式実施説明書（以下「説明書」という。）を配布するものとする。

- (1) 業務概要に関する事項
- (2) 第4項に規定する参加資格の要件に関する事項
- (3) 技術提案書の提出を要請する設計者等の選定に関する評価基準
- (4) 第10第3項に規定する技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価基準
- (5) 説明書の配布期間、場所及び方法
- (6) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (7) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (8) その他必要と認める事項

2 提出希望者は、参加表明書に第9第4項各号に掲げる事項を記した書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、参加表明書の提出期限の設定にあたっては、説明書の配布を開始する日の翌日から起算しておおむね10日とするものとする。

4 提出希望者は、次の各号に掲げる参加資格の要件（以下「参加資格要件」という。）に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 苫小牧港管理組合の競争入札参加資格者名簿（土木建築設計・技術資料作成）に登載されていること。
- (3) 苫小牧港管理組合競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

- (5) 北海道内に営業所を有すること。
- (6) 過去 15 年間に同種業務を受託した実績を有すること。
- (7) 技術士等の資格を有する技術者を配置できること。
- (8) その他必要と認められる要件

(技術提案書の提出を要請する設計者等の選定)

第 5 管理者は、技術提案書の提出を要請する設計者等の選定を行おうとするときは、苫小牧港管理組合入札参加者指名選考委員会（以下、「指名選考委員会」という。）において審議に付すものとする。

(技術提案書の提出を要請する設計者等の選定基準)

第 6 指名選考委員会においては、技術提案書の提出を要請する設計者等の選定にあたって必要な選定基準は、第 4 第 4 項の要件の有無により選定を行うものとする。

(審議結果の通知)

第 7 管理者は、第 5 の審議結果に基づき、技術提案書の提出を要請する設計者等（以下「参加要請者」という。）及び要請しない設計者等（以下「非参加要請者」という。参加表明書の審査において参加資格要件を満たさなかった設計者等を含む。）に通知するものとする。

この場合、非参加要請者への通知には、参加要請をしない理由を付すものとする。

- 2 管理者は、前項の非参加要請者に対する通知には、当該通知をした日の翌日から起算して 5 日（苫小牧港管理組合の休日に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に参加要請されなかった理由の説明について求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- 3 管理者は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して 5 日以内に、非参加要請者に対し書面により回答するものとする。

(選定経過の公表)

第 8 管理者は、第 7 第 1 項の通知をしたときに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 公告日
- (3) 参加表明書提出者数

(技術提案書の提出要請)

第 9 管理者は、第 5 で選定された設計者等に対し、技術提案書の提出を要請するものとする。

- 2 管理者は、技術提案書及び参考見積の提出期限の設定にあたっては、前項の提出要請を行った日の翌日から起算しておおむね 14 日間とするものとする。
- 3 質問の受付期間を、提出要請を行った日から起算しておおむね 5 日間とするものとする。
- 4 技術提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。
 - (1) 管理技術者及び各主任担当技術者の経験及び能力
 - (2) 業務の一部の再委託に関する事項
 - (3) 業務の実施方針、手法及び提案
 - (4) その他必要と認める事項

(受託者の特定)

第 10 管理者は、プロポーザル方式による設計者等の特定を行うため、別に定める「プロポーザル選定委員会設置要領」に基づき設置するプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、技術提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、当該設計等業務の内容に最も適すると認められる設計者等の選定を行わせるものとする。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、設計者等の選定を行わ

ないものとする。

- 2 前項で選定された者について、指名選考委員会において随意契約の相手方の適否について審議を行い、受託者を特定するものとする。
- 3 技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価基準は、次の各号に掲げる事項について定め、技術提案書の選定方法等と併せ、当該設計等業務の内容に応じ、指名選考委員会において審議の上、管理者が決定するものとする。
 - (1) 企業の経験及び能力（技術部門登録、同種業務の実績内容等）
 - (2) 技術職員の業務経験及び能力（技術資格、同種業務の実績内容等）
 - (3) 業務実施体制（業務処理能力）
 - (4) 業務の実施方針及び手法（業務理解度、実施手順）
 - (5) 特定テーマに対する技術提案の内容（的確性、実現性）
 - (6) 業務コストの妥当性（参考見積）
 - (7) その他必要と認める事項
- 4 管理者は、第2項の審議結果に基づき、特定された者及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面により通知するものとする。
- 5 管理者は、前項の非特定者に対する通知には、当該通知をした翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に特定されなかった理由について求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- 6 管理者は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非特定者に対し書面により回答するものとする。

（選定結果の公表）

第11 管理者は、第10第4項の通知をしたときに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 特定した提案者名
- (3) 特定した日
- (4) 提案を求めたテーマ
- (5) 審査結果（各提案者の順位及び評価点。なお、プロポーザル参加者名は除く。）

（事務局）

第12 プロポーザル方式による設計者等選定実施に関する庶務を処理するため、事務局を総務部総務課財務係に設置する。

（補則）

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。